

Title	古事記の撰録について
Sub Title	
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.3 (1927. 9) ,p.115(427)- 137(449)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270900-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古事記の撰録について

一

古事記の性質に關しては種々の見解がある。古事記がギリシヤのホーマーの詩のごとき、わが民族の叙事詩であるといふ説は、すでに明治時代から漫然ながらも一部の人々によつて主張されたが、最近また古事記の叙事詩説が國文學者のうちから唱へられ、しかもそれが學問的に論證されて來たことは注意すべきである。しかしながらその結果として古事記が純然たる文學書であつて史書ではないといふ説が行はれ、甚しきに至ればそれ故に古事記は文學者の研究すべきものであつて、歴史家の研究すべきものでないといふ暴論すら起り得ないともかぎらない。かゝる暴論はもちろん顧みる必要はないが、しかし古事記が文學であつて歴史でないといふ説は事新しく起つたものではなく、すでに久米邦武博士のごときは明治四十五年にこれを唱へてゐるのである(中央公論第二十七年第四號)。而してそれらの主張における各論者の論據には夫々の特徴があるけれども、この見解の先驅者たる榮譽は、余のみるところによ

れば、實に久米博士の負ふべきものである。それにもかゝはらず同じ見解をとる人々すら博士の説に對しては甚だ冷淡のやうであるが、余は博士の榮譽のために、簡單ながらも博士の見解を紹介すべき義務がある。

博士によれば誦習は讀習とは違うのであつて、僧侶が般若經を誦するごとく、調子にかけて誦することであり、これを語るといふも亦誦するといふのと同じことで、古い時代に在る語部なるものは如何なる形式かは知らないが、まづ今の祝詞のやうな風に誦したものであらうといひ、さうして此處に誦習なる文字の使つてあるごとく、古事記は其語物の本であらう、いや斷じてそれに相違ないといひ、つぎに太安萬侶の古事記の撰録の意義をのべて、これは阿禮の誦習した語本を校訂したといふ程の意味にすぎぬのであつて、勅をうけてから献上するまでの僅々四ヶ月の間で、編纂とか著述とかはできる筈がなく、もしできると思ふならば修史事業を侮蔑したものと謂ふべきであると言ひ、畢竟撰録とは語物の原本について之を誦しながら、其誦し方の音調やら、文字やらを修正し、中には削除改修などしたので、今でいへば謠曲本に章をさすといふやうなことであつて、諸所にあるところの註文やアクセントは、この書を誦し語るのに誤りのないやうに安萬侶が施した譜であつたのだといひ、もしこれが耳を主とする語本でなくして、書紀のごとく目で讀みゆく文であるならば、文中の文字も整へてこれを疎かにすべきでないにかゝはらず、古事記の文字が不整頓であるのは、この書が誦誦の控本であるから、たゞ誦

るに便なるまゝにしたもので、其の目に訴ふる文字の整頓に注意したのではなく、従つて古事記はあくまで語本であつて、記録の歴史ではないといふのである。

博士はこれ以外に多くの論議をなされてゐるが、余は博士のそれらの説に對して一々こゝに卑見をのべようとするのではない。しかしながらたゞ撰録の意義を博士のごとく解釋していゝものであらうか、疑ひなきを得ないのであつて、しかもこれは單に博士ひとりに對する疑問ではなく、古事記の叙事詩説を主張する他の人々に對してもひとしくいざとところのものである。蓋し叙事詩説を主張する以上は、古事記が多くの材料を取捨撰擇して統一されたところの編纂物とみなすことは、許し難きことであるからである。例へば倉野憲司氏はその新著「古事記の新研究」において「かくの如く多くの異本となつて存在してゐた本辭及び帝皇日繼の中から、各一つが撰ばれてそれが古事記となつたのである」(同書三二九頁)といひ、また天武帝は統一完成の第一歩として當時存在してゐた各種の異本の中で最も正しい最も勝れた先代舊辭及び帝皇日繼を阿禮に命じて誦み易いやうにせしめられたのであるといひ(同書三三四頁)、更に「此處に注意を要するのは撰録の意義である。撰録とは畢竟阿禮の誦習した舊辭の読み難いところを書き改めて読み易くし、又註などを加へた事を意味するもので、諸家に傳はつてゐた種々の異本をしらべ、それに見える諸説を取捨撰擇して、それから別に一家の言を立てたといふ意味ではないらしい。安萬侶が撰録に費した月日が甚だ短く、僅々四ヶ月あまりであつたといふことは、その有力な證據

となるであらう」(同書三三五頁)と言はれてゐる。撰録とは果してかくのごとき意味のものであらうか。古事記は舊辭及び帝皇日繼の中のたゞ一を撰んで、他を顧みずしてできたものであらうか。この撰録の意義の解釋が直ちに古事記そのものゝ性質に對する見解に關係するのであるから、古事記論としてはこの撰録の意義の解釋が極めて重要なものと言はねばならない。しかるに余はこの問題に關して、久米博士を始めとして他の叙事詩論者と不幸にしてその見解を異にするのである。

二

まづ古事記の成立をその序文によつてみるに、天武天皇は「朕聞諸家之所賣。帝紀及本辭。既違正實。多加虛僞。當今之時。不改其失。未經幾年。其旨欲滅。斯乃邦家之經緯。王化之鴻基焉。故惟撰錄帝紀。討覈舊辭。削僞定實。欲流後葉。」との聖旨から、當時年二十八歳にして、「爲人聰明。度目誦口。拂耳勤心。」ごとき稗田阿禮をして帝皇日繼、及び先代舊辭を誦習せしめたのであつたが、それがいまだ完成しなかつたのを、元明天皇が、「惜舊辭之誤忤。正先紀之謬錯。」といふ動機から、和銅四年九月十八日に太安萬侶に命じて稗田阿禮の誦したる勅語の舊辭を撰録して献上せしめたのであつて、その完成したのは翌和銅五年正月である。

これによつてみれば、古事記の成立する以前に帝紀、本辭、舊辭、帝皇日繼、先紀などと呼ばれたも

の、存在したことが事實であつて、これらの帝紀と帝皇日繼と先紀、本辭と舊辭と、また天武紀における上古諸事との性質に關して學者の間に異論があるやうであるが、とにかく諸家に傳はれるそれらには種々の異本がすでに存在したことは、古事記の序文によつても、また日本書紀の體載などにみても明らかである。而して、古事記がすでに存在するところの古記録にもとづいたことは、「亦於姓日下謂玖沙訶。於名帶字謂多羅斯。如此之類。隨本不改。」といふその序文の記事によつて知られるのであるが、更に討覈舊辭。削僞定實とし、或は、惜舊辭之誤忤。正先紀之謬錯とするためには、種々の異本を比較校合したことは容易に首肯され得るのみならず、「詔臣安萬侶。撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭。以獻上者。謹隨詔旨。子細採撫。」とある以上は、單に文字の校定や、文章の添削やにとどまらなかつたものとみななければならぬ。即ち撰錄の意義は單に他人の語るものを筆録し、文章を謄寫することでないのは勿論、また多くの舊辭や帝皇日繼の中から、たゞ一つを正しいものとして撰び出すといふことでもなく、多くの材料を取捨選擇して編纂することである。このことはすでに高木敏雄氏ものべてをり（日本神話傳説の研究、二二二頁）、また安藤正次氏も、古事記の註文の體例が區々として一貫してゐないのは、この書が各種の古記舊辭から或部分々々を載録する場合に、そのもとの註文をそのまゝ取り入れた結果とみるべきものであること、また本居宣長ものべたことであるが、國讓り物語にあいて、アマワカヒコを葦原中國に遣はさんとした時、彼に賜ひたる弓矢は「天のまかて弓」天のはは

矢」であるが、そのアメワカヒコが後に至つて雉名鳴女を射殺し、その矢が高天原に達した時には、「天の波士弓」天のかく矢」となつてをり、その上こゝにあらはれる高御産巢日神の名が突如として高木神となり、「是の高木神は高御産巢日神の別御名なり」といふ説明まで附し、これ以後は高木神となつてゐるのは、古事記の撰録が在來の記録のうちの正實と思はれるものだけを前後參取して綴り合せることを主として、その本來の面目をそのまゝに傳へた結果に外ならないことなどを例證として、同じ意見をのべられてゐる（世界聖典全集古事記神代卷解題）。余もまたこれらの意見に全く賛同するものであつてこのことは更に他の方面からも、即ち古事記と日本書紀との物語の比較研究によつても、實際に立證され得ると信ずる。つぎに神代史からその一二の例をあげてみたい。

三

まづ宇宙開闢神話について古事記の物語を解剖すれば、

a 天地の初の時高天原になりませる神は、アメノミナカヌシノカミ、タカミムスビノカミ、カミムスビノカミである。

b 國稚く浮脂のごとくして、海月のやうに漂ふてゐた。

c この時葦牙のごとく萌えあがるものによつて、ウマシアシカビヒコヂノカミ、アメノトコタチ

ノカミが生れた。

といふ三要素に要約できるのである。これを書紀の物語と比較するに、その本文においても、一書においても、古事記のそれと全く同じであるのはない。しかしaの要素は書紀の第四の一書にあり。b、cの要素は書紀の第二の一書においてみることが出来る。たゞこの一書においてはクニノサツチノミコトがよけいに加つてゐるのであるが、第六の一書には順序が顛倒してゐるけれども、アメノトコタチノミコトとウマシアシカビヒコチノミコトとの二神になつてゐる。つぎに生れた神々は古事記によれば、クニノトコタチノカミ、トヨクモヌノカミ、ウヒヂニノカミ、スヒヂニノカミ、ツヌグヒノカミ、イクグヒノカミ、オホトノヂノカミ、オホトノベノカミ、オモダルノカミ、アヤカシコネノカミ、イザナギノカミ、イザナミノカミであつて、書紀の本文とは大體において類似してゐるのであるが、たゞ書紀の本文にはクニノトコタチノカミ、トヨクモヌノカミ、ツヌグヒノカミ、イクグヒノカミが見えない。しかるにクニノトコタチノカミは書紀の開闢神話における第一の一書にあり、またトヨクモヌノカミは同書に於けるトヨクミヌノミコト（或はトヨクニヌノミコト）と同一であると考へられ、ツヌグヒノカミとイクグヒノカミとは書紀の一書のうちに出てゐるのである。

かくのごとく古事記の開闢神話は、「海月なす漂へる時に」とか、「獨神」とか、「別天神」とか、「妹」とかいふ字句をのぞいてしまへば、また天地初發と天地初剖（初判）との相違はあるものゝ、その物語の

要素はほとんどすべて書紀の本文とその一書との何處かに求め得らるゝのであつて、これは始めからかのごとき一つの物語であつたのではなく、多くの物語の要素を取捨してとゞのへたものであることを示すのではなからうか。この物語に關して高木敏雄氏は、天地開闢の傳承は古事記と同じやうなものが日本書紀にはなく、これは太安萬侶が自分の考で作つたもので、三の數字は日本神話にはあまりなく、多くは二であつて、造化三神は支那の天地人三才、三皇五帝などの影響によつてできた思想であらうと言つてゐるが（前書二九—二三頁）、三神のことは上述のごとく書紀の一書にあるのであるから、これを安萬侶の創作となすのは誤りであらうけれども、古事記の物語に撰録者の筆の加へられてゐることは明かであると思ふ。

つぎに國生み物語を比較してみよう。この場合においては古事記と書紀の第一の一書とは、イザナギ、イザナミ二神が大八島國をうむまでの物語に於いてほとんど同じであるが、その生んだ大八島國が異つてゐる。しかるにこの大八島國に關してはこの兩書が異なるのみならず、書紀の本文でも他の多くの一書でも、その島名と生れた順序とが異つてゐるのであつて、今その異同を表記すると左のごとくである。

古	淡道之穗狹別島	古 事 記	書紀本文	同第一ノ書	同第六ノ書	同第七ノ書	同第八ノ書	同第九ノ書
				2	1	1	1	1

古事記の撰録について(松本)

古事記の				事記の大八島國								
女島	大島	小豆島	吉備兒島	淡洲	越洲	大倭豊秋津島	佐度島	津島	伊岐島	筑紫島	隱岐三子島	伊豫之二名島
	7		8		6	1	5			3	4	2
			8		7	1	6			4	5	3
	7		8		6	1	5			3	4	2
						2	5	8	7	6	4	3
			5		8	2	7			4	6	3
	8		7	2		1	5			6	4	3

の跡がうかがひ得られるのではなからうか。上述のごとく古事記の國生み神話が、書紀の第一の一書とほとんど同じでありながら、その大八島の島名のみがそれと異り、却つて第七の一書と一致することなど特に注意しなければならぬ。

つぎに日神、月神、及びスサノヲノミコトの誕生物語についてのべたい。この物語に於いて書紀の第六の一書が古事記に最もよく類似するのであつて、兩書ともその物語をつぎのごとき要素に要約できるのである。

a イザナギ、イザナミ兩神が國土をうんだ後多くの神々を生む。

b 火の神カグツチを生み、それがためイザナミ神が死す。

c イザナギ神が女神の死をなきかなしみて多くの神々を生む。

d イザナギ神が黄泉國に女神を訪ふ。

e イザナギ神が黄泉國よりのがれて、筑紫日向橘の小戸のアハキガ原で禊祓をする。

f その時左眼より天照大神、右眼より月讀命、鼻よりスサノヲノミコトを生み、三神の分治を定む。

g スサノヲノミコトは母の根の國を戀ひ慕ひ、それがため追放される。

以上の要素に於いて明かなるごとく、兩書の物語が實によく一致するのであるが、その詳細に至れば

若子の相違がある。例へば^a、^cの場合にうまれた神々に相違があり、また^eの場合に於いて書紀の第六の一書では祓をするためにアハキガ原に至る前に、種々のものを投げて多くの神々を生んでゐるが、古事記ではアハキガ原に至つた後ものをなげて神々を生むことになつてゐる。しかしながら更にいちぢるしい相違は、イザナミ神が火神を生んで非常に苦んだ時、嘔吐からカナヤマヒコノカミとカナヤマヒメノカミ、尿よりハニヤスヒコノカミとハニヤスヒメノカミ、尿よりミツハノメノカミとワクムスビノカミを生んだことが古事記に見えて、書紀の第六の一書に見えないこと(一)、つぎに古事記に於いてはイザナギ神がイザナミ神の死を非常に悲しまれ、遂に火神カグツチを斬り殺し、その死體の八つの部分から八神が生まれたことが、第六の一書においては單にカグツチを三段に斬つて、その各々が神となつたとなつてゐること(二)、更にイザナギ神の黄泉國に行かれた場合に、古事記にみえてゐる八つ雷と桃の記事が、第六の一書にみえないこと(三)である。しかるに(一)については書紀の第四の一書に、イサナミノミコトが火神を生むとき苦んで、その嘔吐よりカナヤマヒコ、小便よりミヅハノメ、大便よりハニヤマヒメを生んだことが見え、(二)については、上述の如く第六の一書には單にカグツチを三段に斬つて、その各々が神となつたとあるのであるが、第八の一書にはイザナギノミコトがカグツチを五段に斬つて、その各々が五神となつたと言つて、その神名をもあげてゐる。また三段に斬つた話は第七の一書にもあり、そこには神名もあがつてゐる。この三神と五神、及び古事記の八神との名には異同が

あるけれども、しかし書紀の第六の一書（第七の一書も同じ）の三神と、第八の一書の五神とを合計すれば、古事記の八神と數において一致するのである。（二）の八つ雷については、その名稱がごとく一致してはゐないけれども、書紀の第九の一書にみえてをり、また桃の話も同書に見えてゐる。かくのごとくこの物語はその大體において古事記と書紀の第六の一書とが一致し、しかも古事記にあつて第六の一書にみえない部分が、書紀の其他の一書から補ふことができるのである。かくのごとく觀察しきたれば、古事記の物語の複雑であるのは、最初からかくのごとき形式のものであつたのではなくして、撰録者の加筆の結果と解せざるを得ない。殊にカグツチを斬つた話において、三段、五段、八段の三つの話がそれぞれ獨立に存在したと解するよりも、また始め八段であつたものが、後に三段と五段との二つの話に分化したものとみるよりも、始めは三段と五段との二つの話があつて、それが八段にまとめられたと解する方が妥當のやうに思はれる。

更にもう一例として、神代史の物語において最も重要な國讓り物語についてのべよう。古事記の物語においてタカミムスビノ神が葦原中國の荒ぶる神どもをことむけんがためにアメノホヒノカミを遣はしたところ、大國主神に媚びついで三年になるも復命しなかつたので、ついでアメワカヒコを遣はすことになつたが、この段から以下、アメワカヒコが高天原からの返矢のために死するところまでは、書紀の第一の一書とほとんど同じであつて、たゞ最後の「雉の頓使^{ヒメヅカヒ}」といふ諺が同書にみえないが、これは第

六の一書に出てゐるのである。ついでアメワカヒコの妻のシタテルヒメのなきかなしむ聲が天にきこえたので、その血族が降來てなきかなしみ、喪屋をつくり、諸鳥を諸役に任じ、八日八夜歌舞音楽をなしてこれを弔つたことは、いくらかの相違はあるものの、大體において書紀の本文と類似してゐる。それよりアジシキタカヒコネノ神の弔問の條は第一の一書と類似してゐるが、たゞそこにでてゐる歌が書紀の第一の一書には二首あつて、いづれもアヂシキタカヒコネの妹シタテルヒメの作となつてゐるに反し、古事記には一首のみで、その作者がその妹タカヒメとなつてゐるといふ相違がある。つぎにタケミカヅチノカミとアメノトリフネノカミを遣はす條は、古事記の記事は獨特であるが、これらの二神が出雲に至り、大國主命にせまつて談判をなし、大國主命の子コトシロヌシノ神がかくります條は、古事記における出雲の伊那佐^{イナサ}が、書紀の本文では、五十田狹^{イナサ}となり、コトシロヌシノ神の許に使した天鳥船神が、熊野諸手船(またの名天鳩船)となつてゐるといふ相違があるものの、大體において兩書は酷似してゐる。これよりタケミナカタノカミとタケミカヅチノカミとの争ひ、大國主命の隱退から將に皇孫の天降らんとするまでは古事記の記事は獨特である。がその天孫の降臨を道に迎へたるサルタヒコとそれに對するアメノウヅメノカミとの話、並びに五伴緒の天降の話は、書紀の第一の一書に似てをり、また天照大神が鏡をもつて自分をいつくがごとくいつさまつれと仰せられたことは、書紀の第二の一書にみえてゐる。さうして皇孫ニニギノミコトが天の石くらをはなれ、天八重雲をおしわけて稜威の道別にちわき

て筑紫の日向の高千穂のくじふる獄に天降りした記事は、書紀の第一の一書とほとんど同じであり、またすぐそのつぎに出てゐる「故爾に天忍日命、天津久米命二人、天の石鞞を取負ひ、頭椎の大刀を取り佩き、天の櫛弓を取持ち、天の眞鹿兒矢を手挟み、御前に立して仕奉りき。故其の天忍日命（此は大伴連等が祖）、天津久米命（此は久米直等が祖なり）」の記事は、書紀第四の一書の「于時大伴連遠祖天忍日命。帥來目部遠祖天穗津大來目。背負天磐靱。臂著稜威高鞞。手天櫛弓天羽々矢。及副持八目鳴鏑。又帶頭槌劔。而立天孫之前。遊行降來。」の記事と大體においてゐる。つぎにサルタヒコとアメノウヅメノミコトに關しては、サルタヒコの死やナマコの話はないけれども、アメノウヅメノミコトをしてサルタヒコを送らしめたこと、及びサルタヒコの名をとつてアメノウヅメノミコトが猿女君と呼ぶに至つたことは、書紀の第一の一書にある。それからニニギノミコトがオホヤマツミノカミの女コノハナサクヤヒメを得た話、それに關聯したイハナガヒメの話、ヒコホ、デミノミコトの誕生の話などは、大體において書紀の第二の一書と同じである。

以上のごとく記紀の神代の物語の比較によつて吾々の知る第一のことは、兩書においてほとんども同じである物語においても、概して古事記の物語が多くの要素を包含して、書紀のそれよりも複雑であることである。しかしその古事記の複雑なる要素が、或る場合においては書紀の本文と他の一書とのうちから採録できるのである。このことは何を意味するのであるか。物語がその發展において複雑化することのあ

ると同じに簡單化することのあるのは否定できないであらうから、多くの要素を包むものをもつてとごとく複雑化したものとみなすことはできぬであらうが、しかし以上比較したごとき物語においては書紀の物語をもつて簡單化したものとみるよりも、古事記のそれをもつて複雑化したものとみる方がむしろ妥當である。さうして古事記の神代の物語の複雑性は、單に個々の物語において神名や事件の要素が多いといふばかりではなく、全體としてもまた複雑であるのであつて、大國主命にまつはる多くの説話、例へばイナバの兎の話、根の國行き物語、ヌナカハヒメの話のごときは、書紀になくしてたゞ古事記にのみみるところのものである。(たゞしスクナヒコナノ神の話は、書紀においてはスサノヲノミコトの大蛇退治の條における第六の一書に存在する)この全體としての複雑性も、また古事記が書紀によつてとられなかつた材料を採録した結果とみななければならぬ。而してかかる相違の生ずるのは、畢竟材料の取捨選擇に對する撰錄者の標準や、修史企畫者の意圖、要するに記紀そのものの性質の相違に基づくものである。古事記が單純な一物語から生じたものでなくして、多くの材料の取捨選擇によつて統一されたものであることは、以上の書紀との比較によつてほゞ明かに立證されたであらうと思ふが、古事記の性質に關して他の方面からもなほ一言したい。

古事記の叙事詩説の論據の一つは、古事記の材料となつた本辭及び帝皇日繼が語部によつて述作され、傳誦されたといふことである。語部なるものがわが古代社會に存在したことは、多くの文献によつて疑なきことであり、それが一種の物語者であり、一種の唱歌者であつて、古代の傳説などを集會の席上で演奏することを職としたものであらうことは、すでに安藤正次氏が説かれてをり（大正十一年七月發行の世界聖典全集古事記神代卷所載、古事記解題）、また折口信夫氏は語部が祭祀の家に關係があつて、巫女の言葉が漸次擴大して可なり長編の物語にまで發展し、それが古事記の原形となつたといふ見解をとられてゐるさうで（大正十三年一月號思想、横山重氏語部について）、これらの研究によつて語部なるものの性質がほど明かにされ、同時に古事記の材料となつたものの中には語部に關係あるもの存在することが首肯される。しかしながらその材料となつた本辭及び帝皇日繼が、悉く神の託宣であり、語部によつて述作され傳誦されたものとは到底信じられない。語部がもと巫女であつたとしても、神がかりの巫女の口から出る神語が如何にして物語の形式に固定したか、その過程についても、また巫女が語部に變化した動機についても、充分首肯されるほどに論證されたものが、遺憾ながらいまだ發表されてゐない。その上古事記の材料がことごとく語部の手を経たものであることを積極的に立證することは極めて重要であるにもかゝらず、甚だ困難であつて、古事記から語部の傳誦した形式を實際に指摘し得る箇所は極めて少いらしく、安藤正次氏は僅かに八千矛神と沼河比賣との物語、秋山之下氷壯夫と春山霞

壯夫との説話、及び雄略朝における天語歌のごとき例をあげてゐるにすぎない。もし古事記の材料がごとごとく語部の傳誦したものであるとすれば、たとへそれが字譯されたとしても、なるべく古語を保存しようといつとめた古事記においては、その證蹟がもつと明かにあらはれてゐなければならぬ。

また古事記の物語には多くの遊離説話を包含してをり、それが古事記の一特色をなしてゐるのであつて、その中の三輪山傳説のごときは常陸風土記や肥前風土記にもあり、その他多くの民間説話としても語られ、朝鮮にもあれば、ギリシヤ神話にも類型がある。また卵生傳説として知られてゐる天日矛の傳説は、書紀には垂仁朝にツヌガラシトの話としてあらはれ、朝鮮にも臺灣の生蕃の傳説にも類型がある。また鰐と兎との話のごときも南洋にその類話がみられるのであつて、なほ其他にも多くの同様の説話を見出すことができるのである。これらの説話はわが民族にのみあるところのものではなくして、ひろく他の民族にも傳播したるものであるが、かゝる性質の説話は、それ故にその傳承に必ずしも語部のごとき特定の階級を必要とせず、單なる口碑傳説としても傳へ得らるゝものである。もちろんそれらの説話と雖、例へば鰐と兎との話のごとき、或る英雄の話の中に織りこまれるならば、英雄の事蹟をほめたゝへる話として、語部によつて傳誦されるであらうが、しかしこの種の説話の起原を神託に求め或は語部の述作したものとなすごときは、斷じて余のとらざるところである。

つぎに考察しなければならぬことは、わが國における文字使用の年代である。わが國に文字が何日ご

る傳來したかといふことは、わが古代文化を知る上において最も重要な問題の一つであるが、これについては學者間に異論があり、津田左右吉氏は百濟とヤマト朝廷との交通の始まつたのが四世紀の後半の或時期であるから、百濟人によつて文字の傳へられたのもまた同じ頃から後で無くてはならず、従つて我がヤマト朝廷で作られた最古の文献は如何に早くとも四世紀の後半から後に出來たものであらうと言はれてゐるが（古事記及び日本書紀の新研究四〇頁）、これに對して橋本増吉氏は、魏志倭人傳の記事によつて、少くとも支那の三國時代にはすでに九州北部の地方において文字が使用されたと信じないわけにゆかず、従つて畿内大和の地方においても百濟からの文化輸入に先つて多少の文化が輸入せられ、恐らく文字の使用も傳習して居たものではあるまいかと言はれて津田氏の説に反對し、更に古事記註の記年の記載が崇神天皇までとなつてゐるといふ事によつて、畿内大和地方における文字の使用がほど崇神帝の頃に始まつたものであらうと言はれてをり（史學第一卷第一號古事記及び日本書紀の新研究を讀む）、さうしてこの點には安藤正次氏も全然賛意を表してゐる（古事記解題）。もしさうであるとすれば、わが國における記録の發生も可なり古き時代からであらねばならぬ。仁德紀四十一年の條に、遺紀角宿禰於百濟。始分國郡壇場。具錄郷土所出。とあるが、當時すでに朝鮮に關する記録ができる以上は、國內のことに關する記録は更にそれ以前からつくられたであらうし、また履中紀四年の條に、始之於諸國置國史。記言事達四方志。とあるが、すでに國々に史官を置くほどであるならば、中央においてはもち

ろんそれ以前に置かれてゐたものと思はねばならぬ。而して古事記においてはそれより約二百年後の推古天皇の時代までの記事を含むのであるから、この長い時代においては文字の使用もひろく行はれ、記録類も多くつくられたにちがひない。従つてこの時代に關するもので古事記の材料となつたものが、とごとく語部の傳誦したものとは考へられず、むしろ時代の新しくなるにつれて語部の口によるよりは、より多く精確なる記録によつて傳へられたものと思はれる。殊に古事記は仁賢天皇以後においてその記事の性質が一變し、それ以前の記事には多くの物語が含まれてゐるに反し、それ以後の記事はほとんど系譜にすぎない。これについてもまた學者間に異論があつて、或論者はかゝる記事の相違は要するに傳説の時代と記録の時代との相違を示すのであるが、その背後にその時代の或變革の存在することを考へざるを得ないと論じ(和辻哲郎氏日本古代文化二二六頁)、また他の論者は古事記に物語の存在するのが顯宗天皇頃までであるのをみると、其時から程遠からぬ後、即ち繼體朝、欽明朝ごろに既に一通りまとめられてゐたので、其後少しづつの變改がしばしば行はれ、多分推古朝ごろに全體にわたつて大いに潤色を加へられたものであらうと論じ(津田左右吉氏、古事記及び日本書紀の新研究六七頁)、これらに對して更に他の論者は或時代の前後によつてその記事に實質上の相違のみえるのは、畢竟その編纂の材料となつた史料の性質の相違に本づくのであり、その史料の性質の相違はまた文化の時代的差異の影響によるのであると論じてゐる(安藤正次氏古事記解題)が、それはとにかくすでに記録時代と言はるべ

き時代の、しかも最も精確を期すべき系譜類が、精確便利なる記録によらないで、變化をうけ易い口傳によつたものとは信じられない。この點からみても、たとひ古事記が最後の完成をみる以前すでに或時代に一通りまとめられてゐたものにして、或はさうでないにして、種々の材料を用ゐてまとめられたものであることは知られるではないか。

五

以上の論證によつて余は古事記の撰録の意義が、多くの舊辭及び帝皇日繼の中から各一を正しきものとして撰び出したことではなくして、多くの材料を取捨選擇してまとめられたことであるとなし、またその材料が必ずしも語部によつて述作され傳誦されたものばかりでなく、單なる口碑傳説類、及び本來から記録であつたものの存在することを信ずるのである。従つて古事記は編纂物である。或はこれに對してすでに上に紹介したるごとく、太安萬侶が撰録した時日の短きことをもつてする反對論が起るであらう。従つてこの短時日においてかくの如き編纂物の完成は到底不可能であるとみるのは一理あるであらう。けれども古事記の作成は元明朝に至つて突然に企てられたものではなく、天武天皇の修史事業の繼續の結果である。古事記の序文にみえるところの稗田阿禮に對する天武天皇の勅命が、天皇の何年に當るか不

明であるけれども、假に天武天皇が川島皇子等をして帝紀及び上古の諸事を記さしめた天皇の十年から算へれば、安萬侶が元明天皇の詔をうけた和銅四年までに二十九年、天武天皇の崩御の年からでも二十年を経過してゐるのであつて、この長年月を修史關係者が全く無爲に徒費したものは考へられな
い。それ故古事記が天武天皇の修史事業の繼續の結果であることを許すならば、この間の時日を顧慮に
入れねばならぬのであつて、單に安萬侶が元明天皇の詔をうけてより後の短時日をもつてその編纂を否
定するのは、あたらずと思ふ。而してもし古事記が編纂物であるならば、これは明かに史書とみられね
ばならない。天武天皇も元明天皇も決して叙事詩を保存されようとしたのではなく、明かに修史を企て
られたのであることはいふまでもない。さうして古事記にはたとひ部分的の矛盾があるにしても、その
全體には一貫したる統一的精神があるのであつて、この精神こそわが光輝ある國家の起原を語り、皇室
の由來を明かにしようとする歴史的精神ではないか。この精神に基いて多くの物語が整齊統一されてゐ
るのであるから、物語的性質を多く有するからと言つて、古事記全體が純粹な詩的興奮や藝術的創作慾
から生まれたものでは決してなく、この點において万葉集や源氏物語のごとくものとその性質を異にし、
且つまた正確なる事實の少いといふことは、古事記の史書たる性質を決して否定するものではない。最
古の歴史が物語的歴史の形をとることは、多くの民族においてみられることであつて、(ベルンハイムの
史學入門参照)これを否定することは歴史そのものの發展を無視するものであり、同時に歴史に對する

無知を表白したものである。従つて歴史家が古事記をもつて史書とみなし、歴史研究の材料として研究することは——ことに古代文化研究には文献中の最貴重の史料だ——文學者がその藝術的立場からこれを文學書とみなすことともに、あくまで自由であらねばならない。この自由を認めざるものは學問の分野を解せざるものであり、また古事記の眞の價值をも没却するものと言はねばならぬ。

松 本 芳 夫